

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



前は28年度税制改正大綱から中小企業に関連する項目を紹介させていただきました。今回は農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正について紹介させていただきます。

〔質問〕

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正はどのようなものですか。

〔回答〕

まず、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について説明させていただきます。

1. 農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例

(1) 特例のあらまし

農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格（農業投資価格は、国税庁ホームページのホームページ画面の「路線価図」の中で確認することができます）による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます（猶予される相続税額を「農地等納税猶予税額」といいます）。

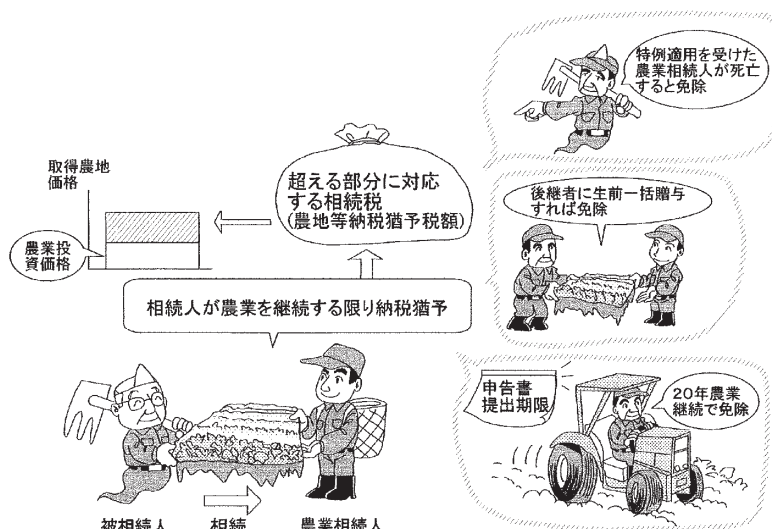
この農地等納税猶予税額は、次のいずれかに該

当することとなったときに免除されます。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した農地等については、この特例の適用を受けることはできません。

◎ 免除される場合

- ① 特例の適用を受けた農業相続人が死亡した場合
 - ② 特例の適用を受けた農業相続人が特例農地等（この特例の適用を受ける農地等をいいます）の全部を租税特別措置法第70条の4の規定に基づき農業の後継者に生前一括贈与した場合
※ 特定貸付けを行っていない相続人に限ります。
 - ③ 特例の適用を受けた農業相続人が相続税の申告書の提出期限から農業を20年間継続した場合（市街化区域内農地等に対応する農地等納税猶予税額の部分に限ります）
※ 特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない相続人に限ります。
- (2) 特例を受けるための要件
- この特例を受けることができるのは、次の要件に該当する場合です。



① 被相続人の要件

次のいずれかに該当する人であること。

- イ. 死亡の日まで農業を営んでいた人
- ロ. 農地等の生前一括贈与をした人
 - ※ 死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けていた場合に限られます。
- ハ. 死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者（贈与を受けた人）で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人
- ニ. 死亡の日まで特定貸付けを行っていた人
 - (注) 特定貸付けとは、農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付けをいいます。

② 農業相続人の要件

被相続人の相続人で、次のいずれかに該当する人であること。

- イ. 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
- ロ. 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため、その推定相続人の1人に対し農地等について使用貸借による権利を設定して農業経営を移譲し、税務

署長に届出をした人

- ※ 贈与者の死亡の日後も引き続いてその推定相続人が農業経営を行うものに限ります。
- ハ. 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人
 - ※ 贈与者の死亡後も引き続いて賃借権等の設定による貸付けを行うものに限ります。
- ニ. 相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人（農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者である場合には、相続税の申告期限において特定貸付けを行っている人）

③ 特例農地等の要件

次のいずれかに該当するものであり、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨が記載されたものであること。

- イ. 被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの
- ロ. 被相続人が特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの
- ハ. 被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分

割されたもの

ニ. 被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で、被相続人の死亡の時まで贈与税の納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けていたもの

ホ. 相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていたもの

(3) 特例を受けるための手続等

① 相続税の申告手続

相続税の申告書に所定の事項を記載し期限内に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供することが必要です。申告書には相続税の納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書類など、一定の書類を添付することが必要です。

② 納税猶予期間中の継続届出

納税猶予期間中は相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項等を記載した届出書（この届出書を「継続届出書」といいます）を提出することが必要です。

2. 農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の納税猶予の特例

(1) 特例のあらまし

農業を営んでいる人が、農業の用に供している農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の一定部分をその農業を引き継ぐ推定相続人の1人に贈与した場合には、その贈与を受けた人（受贈者）に課税される贈与税については、その贈与を受けた

農地等について受贈者が農業を営んでいる限り、その納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます）。

この農地等納税猶予税額は、受贈者又は贈与者のいずれかが死亡した場合には、その納税が免除されます。ただし、贈与者の死亡により農地等納税猶予税額の納税が免除された場合には、特例の適用を受けて納税猶予の対象になっていた農地等（特例農地等といいます。）は、贈与者から相続したものとみなされて相続税の課税対象となります。

(2) 特例を受けるための要件

この特例を受けることができるのは、次の要件のいずれにも該当するに限られます。

① 贈与者の要件

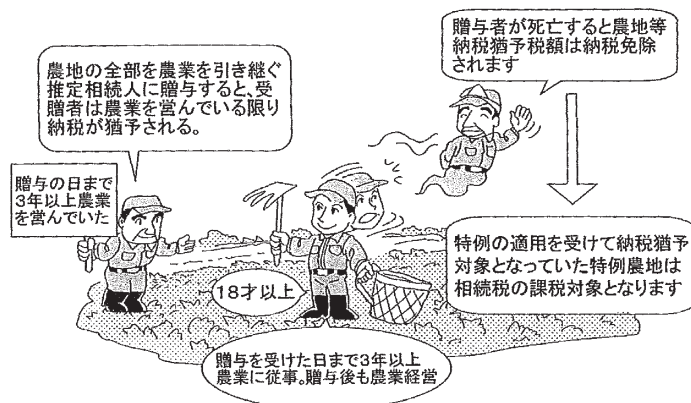
贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次のイ～ハに該当しない人であること。

イ. 贈与をした日の属する年（「対象年」といいます）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき
（注）過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないこととなります。

ロ. 対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合

ハ. 過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

② 受贈者の要件



贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

イ. 贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること

ロ. 贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと

ハ. 贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

③ 特例農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(3) 特例を受けるための手続等

① 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に一定の書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

② 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出

書」といいます）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切れ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

3. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直しについて

平成28年度税制改正大綱で農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について下記の見直しをすることが盛り込まれました。

① 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために貸し付ける場合にあっては、受贈者の納税猶予の適用期間要件〔現行：10年以上（貸付け時において65歳未満の場合には、20年以上）〕は適用されません。

② 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者を認定農業者等に限定することとします。

③ 特例適用農地等に区分地上権が設定された場合においても、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととします。

④ 農地法の改正に伴い、農業生産法人制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとします。

(注) 上記①の改正は平成28年4月1日以後の貸付けについて、上記②の改正は同日以後の贈与について、上記③の改正は同日以後の区分地上権の設定について、それぞれ適用されます。

上記の改正について税制改正法案が成立し施行されるか注目したいところです。

